

(2) 在宅医療の推進

我が国では高齢化が急速に進んでおり、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年には高齢化率が30%、75歳以上の人口の割合が18%に達すると推計されています。

本県においても、75歳以上人口は、平成24年の72万人が平成37年には1.6倍の116万人になると推計されており、今後、急速に高齢化が進んでいくものと見込まれています。

<人口の将来推計>

(単位：千人)

		0~14歳	15~64歳	65歳以上		計	65歳以上の割合(%)	
					うち75歳以上			うち75歳以上
全 国	平成24年	16,547	80,175	30,793	15,193	127,515	23.7	11.9
	平成27年	15,827	76,818	33,952	16,458	126,597	26.8	13.0
	平成37年	13,240	70,845	36,573	21,786	120,659	30.3	18.1
愛 知 県	平成24年	1,056	4,780	1,591	722	7,427	21.4	9.7
	平成27年	1,030	4,651	1,789	817	7,470	24.0	10.9
	平成37年	901	4,504	1,943	1,166	7,348	26.4	15.9

・平成24年：「総務省人口推計」(10月1日)

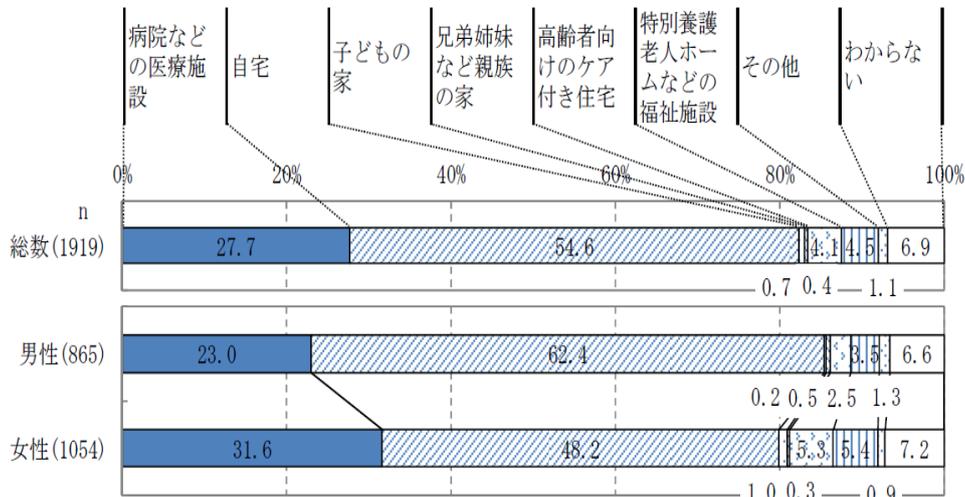
・平成27年、37年：全国「日本の将来推計人口(平成24年11月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

愛知県「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

<資料：愛知県地域医療再生計画>

内閣府が平成24年9月に実施した「高齢者の健康に関する意識調査」によると、終末期を迎える療養の場所に関する希望として、「自宅」と回答した人の割合は、「子供の家」「兄弟姉妹など親族の家」と回答した人を合わせると55%以上となっており、多くの人が疾病や障害を抱えたとしても、在宅で療養生活を続けたいと思っていることがわかります。

○「万一、あなたが治る見込みがない病気になった場合、最期はどこで迎えたいですか。」



<資料：「高齢者の健康に関する意識調査」結果(概要) 内閣府>

75 歳以上になると急速に医療や介護の必要度が高まると指摘されており、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年に向け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域において医療、介護、予防、生活支援、住まいを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっています。

地域包括ケアを実現するためには、システムの要である在宅医療の充実強化が不可欠ですが、本県における在宅医療の提供体制は、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションの数など、在宅療養の基盤となる指標が全国水準を下回っています。

<在宅療養基盤の本県と全国の比較>

指標名		全国	愛知県	資料
在宅療養支援診療所	診療所数(人口 10 万対)	10.2	7.9	24 年 1 月診療報酬施設基準
	病床数(人口 10 万対)	25.2	13.5	
訪問看護ステーション数(人口 10 万対)		5.09	4.57	24 年 4 月全国訪問看護事業協会調査

こうした状況を踏まえ、本県では、平成 25 年 8 月に地域医療再生計画を策定し、その中で効率的な在宅医療提供体制の整備等を新たな目標として、在宅医療を今後の重点分野と位置づけました。

また、平成 26 年 6 月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進

するための関係法律の整備等に関する法律」においては、在宅医療の推進や医療と介護の連携強化が位置づけられており、今後、在宅医療のさらなる推進に取り組む必要があります。

取組の方向性

限られた医療資源の中で、患者の病態に適した在宅医療サービスを提供し、できる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるよう、多職種協働による在宅医療提供体制の整備を推進します。

① 在宅医療連携拠点推進事業の推進

本県では、在宅医療・介護を継ぎ目なく連携させる仕組みを面的に整備するため、モデル事業として、平成26年1月から平成27年3月までの15か月間、県内12か所で在宅医療連携拠点推進事業を実施しています。

【在宅医療連携拠点推進事業での取組】

- 市町村や地区医師会を在宅医療の連携拠点として、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー等の多職種協働による在宅医療連携体制の構築を図ります。
- 地域の医療・福祉資源を把握し、現在、在宅医療に関わっていない機関に対して、在宅医療への参画を働きかけるとともに、地域に不足している資源について、どのように確保していくかの方策を、医師・介護従事者等が集まる会議等において検討します。また、24時間対応の在宅医療の提供を可能とするため、主治医・副主治医制度を検討し、医療従事者の負担軽減が図られる体制の構築を図ります。
- 医師、介護従事者等の多職種によるケアカンファレンスの開催や、チーム医療を提供するための情報共有ツールのなど活用により、多職種間の円滑な連携を図ります。
- 在宅療養者の症状が急変した場合に入院できる後方支援病院を確保するとともに、家族の介護負担を軽減するためのレスパイトサービスを実施します。

- 地域で在宅医療を浸透させるため、フォーラムや講演会等を開催するとともに、住民向けに地域の医療・福祉資源マップやパンフレット等の発行により、普及啓発を行います。

<在宅医療連携拠点推進事業 実施事業者>

医療圏	事業者名
名古屋	名古屋市東区医師会
	名古屋市昭和区医師会
	名古屋市南区医師会
海部	津島市
尾張東部	一般社団法人瀬戸旭医師会
	豊明市
尾張西部	一宮市
尾張北部	一般社団法人尾北医師会
知多半島	大府市
西三河南部西	安城市
東三河南部	豊川市
	田原市

事業の進捗状況について、平成 26 年 4 月に、県内の在宅医療及び市町村の関係者を対象に中間報告会を開催しました。

中間報告会では、多職種の連携推進について検討する会議の状況、研修の内容、在宅医療を普及啓発するための講演会等の開催、地域資源の調査等の取組について、実施事業者から発表されました。

事業終了後に改めて、取組の評価・総括をして、実施地域以外での普及を図っていくことが必要です。

② 在宅医療従事者等の能力の向上

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、ケアマネジャー等の在宅医療関係者、及び中立的な立場で医療と介護の連携に取り組む市町村職員の能力の向上を図り、県内全市町村における在宅医療連携体制の構築を促進します。

平成 26 年 1 月には 300 名以上の関係者を集め、医療圏別の地域課題の抽出及び市町村での研修会の進め方についてディスカッションを行いました。平成 26 年度は県内を 4 地域に分けて地域性を重視し、より実践的な研修を行います。

③ ケアマネジャーの医療知識の向上

医療と介護の連携を担うケアマネジャー等福祉関係者に対して、医療に関する問題・悩みの相談、助言を行うための窓口を平成 26 年 1 月に設置するとともに、セミナー・ワークショップの開催を通じて、医療知識の向上を図ります。

相談窓口：国立大学法人名古屋大学医学系研究科附属地域医療支援センター内

④ 病院の認知症対応力の向上

身体疾患を併せ持つ認知症患者が、一時的に病態が悪化したとき、一般病院での受け入れが円滑に行われるよう、医師、看護師を始めとする医療従事者を対象として認知症対応を向上させるための研修を実施します。また、モデル病院として位置づけた県内 11 医療機関において認知症サポートチームを設置するなど、病院・診療所の認知症対応力の向上を図るための仕組みづくりを行います。